

11-1：災害時における輸送業務に関する協定（兵庫県タクシー協会東播支部）

加古川市（以下「甲」という。）と社団法人兵庫県タクシー協会東播タクシーパート会（以下「乙」という。）との間において、災害時等における人員等の輸送について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、加古川市内において、災害等が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 災害時要援護者、傷病者等の人員の輸送業務
- (2) 応急対策に必要な人員及び物資の輸送業務

2 前項第2号の物資を輸送する場合は、甲の職員が同乗するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で協力するものとする。

2 乙は、平常時においても甲が実施する防災訓練等へ業務に支障をきたさない範囲で参加するものとする。

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

- (1) 甲及び乙は、連絡責任者等を定め様式第3号により報告するものとする。
- (2) 前項に定める甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づき、乙が甲の要請により輸送に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、輸送終了後、乙の提出する報告書（様式第2号）に基づき、災害時等が発生する直前における通常料金を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(経費の支払い)

第7条 輸送協力に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(旅客及び第三者に対する責任等)

第8条 乙は、第2条により要請された業務の運行に際し、乙の責に帰する理由により、旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、その際に生じた業務従事者に対する災害補償も乙が負うものとする。

(期間及び改廃)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が、この協定を改正し、または廃止しようとするときは、その3ヶ月前までに相手方に文書をもって通知しなければならない。

2 協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成23年12月12日

甲 加古川市加古川町北在家200番地
加古川市
代表者 加古川市長 樽本庄一

乙 高砂市荒井町扇町18番20号
社団法人兵庫県タクシー協会東播タクシーハン部会
代表者 部会長 信原智彦